

表彰規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づき、当法人の事業に貢献した者に対する表彰に関して必要な事項を定める。

第2章 表彰

(表彰の方法)

第2条 表彰は、賞状の授与、賞状及び賞品の授与、賞状及び賞品又は賞金の授与のいずれかの方法によって行う。

(表彰者)

第3条 会員（定款第5条（1）から（4）までに規定する会員をいう。以下、同じ。）、加盟団体（定款第40条に規定する加盟団体をいう。以下、同じ。）、準加盟団体（定款第48条に規定する準加盟団体をいう。以下、同じ。）、理事、監事、職員、定款第38条に基づき設置された専門委員会及び特別委員会の委員及びスタッフ、当法人へ寄附をした者、当法人のスポンサー、当法人の取引先その他当法人の事業に関与した者のうち、次の各号の一に該当する者（以下「表彰すべき者」という。）を表彰することができる。

- (1) 永年にわたりテコンドーの発展に貢献した者
- (2) 定款第4条第1項（1）から（12）までに掲げる事業に特に功労があった者
- (3) 優れた識見によって当法人又は加盟団体若しくは準加盟団体の運営又は発展に特に貢献した者
- (4) テコンドーの社会的評価を大きく高めることに貢献した者

(表彰者の決定方法)

第4条 経営会議または常務会は、表彰すべき者を理事会に推薦することができる。

- 2 加盟団体または準加盟団体は、表彰すべき者を理事会に推薦することができる。
- 3 理事会は、前2項に基づき推薦を受けた場合には、当該者を表彰するか否かを審議して決定する。

(表彰の実施)

第5条 表彰は、全日本テコンドー選手権又は全日本ジュニアテコンドー選手権において実施する。

- 2 前項の表彰を実施した場合、正会員総会に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、経営会議が定める。

附則〔平成30年3月10日制定〕

本規程は、平成30年3月10日から施行する。

附則〔2019年1月12日改正〕

2019年1月12日の1月定例理事会で承認された第4条及び第6条の改正は、同日より施行する。